

広島市告示第315号
令和8年6月5日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第1項第3号の寄附金として、平成28年12月12日付け広島市告示第584号において指定を行った次の者に対する寄附金に関して、令和7年12月8日以後に支出された寄附金については当該指定を取り消したので、同条第5項の規定により告示する。

広島市長 松 井 一 實

名称	所在地	取り消しの理由
学校法人崇徳学園	広島市西区楠木町 四丁目15番13号	特定公益増進法人であることの証明書の証明期間満了のため （令和7年12月7日まで）